記入例：マイナンバーカードあり【通常転出】

届出日(記入日)	令和 8 年 7 月 31 日	異動日(転出予定日) (新住所に住み始める日)	令和 8 年 8 月 8 日
届出人の氏名	☑本人 □世帯主 □代理人(関係：　　) 狛江　星太	日中の連絡先 電話番号	0▲0 （ 3430 ） 1111
新住所 (新しい住所)	〒▼▼▼-●●●● ★★ 都道府県 ▲▲▲市◆◆◆1－1－1 ♥♥マンション101	新しい 世帯主の氏名	狛江　星太
旧住所 (今までの住所)	〒201-0003 東京都狛江市 和泉本町 1 丁目 1 番 5 号 (マンション名等 ＊＊ハイツ 201)	今までの 世帯主の氏名	狛江　星太

引っ越しする人全員の氏名とフリガナ	フリガナ 氏名	生年月日	性別	続柄	マイナンバーカード
1	フリガナ コマエ セイタ 狛江　星太	大・昭・(平)・令 / 西暦 2 年 2 月 2 日	(男)・女	世帯主	有・(無)
2	フリガナ コマエ セイタ 狛江　星太	大・昭・(平)・令 / 西暦 3 年 3 月 3 日	男・(女)	妻	(有)・無
3	フリガナ コマエ セイタ 狛江　星太	大・昭・平・(令) / 西暦 3 年 3 月 3 日	男・(女)	子	有・(無)
4	フリガナ コマエ セイタ 狛江　星太	大・昭・平・(令) / 西暦 7 年 7 月 7 日	(男)・女	子	有・(無)
5	フリガナ 以下余白	大・昭・平・令 / 西暦 年 月 日	男・女		有・無

【必須】郵送していただく必要書類が異なりますので、下記の≪必要書類のフロー図≫を御参照ください。

≪必要書類のフロー図≫

引越しする人の中に、**マイナンバーカードをお持ちの人**がいらっしゃいますか？

(はい)　／　いいえ

☑ 本人又は同一世帯員の人がマイナンバーカードを持参し転入手続を行う予定である。
☐ 持参するマイナンバーカードの暗証番号（数字４桁）を覚えている。
☑ 異動日（新住所に住み始めた日）から 14 日以内にマイナンバーカードを持参し転入手続を行える。

上記、全てに☑が入りますか？

はい　／　(いいえ)

① 郵送による転出届（本届）
② 届出人の狛江市の住所が記載されている本人確認書類のコピー（運転免許証・マイナンバーカード等）
※ **旅券（パスポート）は住所が記載されていないため、郵送に限り本人確認の書類として使用不可です。**
③ 切手を貼った返信用封筒（返送先（旧住所又は新住所に限る）を記入したもの）

①・②を送付してください。

【特例転出】

転出証明書は、マイナンバーカードに記載され、紙では発行されません。
転出日から 14 日以内にマイナンバーカードを持参し新住所地で転入手続をしてください。

①・②を封筒に入れて、下記へ郵送してください。

(①・②・③を送付してください。)

【通常転出】

「転出証明書（紙）」を同封いただいた返信用封筒にて返送いたします。
転出日から 14 日以内に転出証明書と本人確認書類を持参し新住所地で転入手続をしてください。
※通常転出でもマイナンバーカードをお持ちであれば、転入手続時に必ず持参してください。

(①・②・③を封筒に入れて、下記へ郵送してください。)

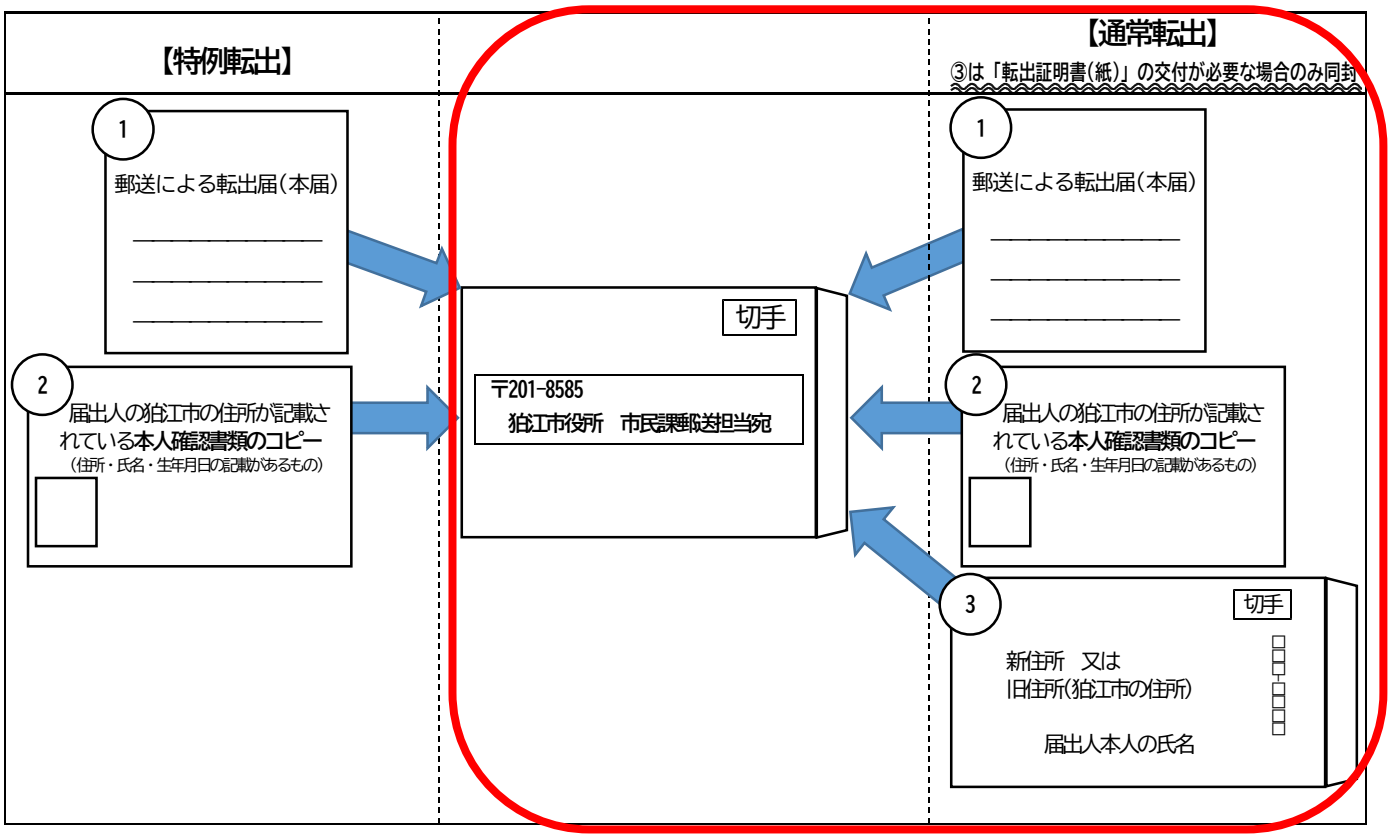
〒201-8585
狛江市役所　市民課郵送担当宛

住所は不要です。
切り抜いて封筒にお貼りください。

記入例：マイナンバーカードあり【通常転出】

≪届け出に必要なもの≫

① 郵送による転出届（本届）
② 届出人の狛江市の住所が記載されている本人確認書類のコピー
　マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年４月１日以降発行のもの）、在留カード、健康保険の資格確認書等いずれも、有効期限内のものに限ります。
　顔写真、氏名、生年月日及び狛江市の住所が記載されている部分を鮮明にコピーしてください。
※ 旅券（パスポート）は住所が記載されていないため、郵送に限り本人確認の書類として使用不可です。
③ 返信用切手を貼付した返信用封筒（「転出証明書(紙)」の交付が必要な場合のみ同封してください。）
　「転出証明書（紙）」を返送しますので、封筒に返信先住所（旧住所又は新住所に限る）・氏名を記載し、返信用切手を貼付してください。



≪転出に関連した手続きについて≫

※ 国民健康保険、介護保険、医療証、児童手当、小・中学校、税関係等で、別途手続が必要となる場合があります。
　ご不明な点は、03-3430-1111(代)へ電話の上、各担当に御確認いただきますようお願いいたします。

★マイナンバーカードをお持ちの方はご注意ください。★

引っ越し先の市区町村で転入届出をする際にマイナンバーカードを持参できない場合や、異動日（新住所に住み始めた日）から 14 日以上経過した後に転出の届出をしようとする場合、転出予定日から 30 日以上経過して転入の届出をしようとする場合等には、【特例転出】は無効となります。その場合は、あらためて転出届を提出いただき、狛江市で「転出証明書（紙）」の交付を受けたうえで、転入手続を行ってください。

郵送転出に関するお問合せ先：狛江市役所　市民課　郵送担当
03-3430-1111(代)　内線 2292